

市第 147 号議案

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年 3 月横浜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第26条第 1 項」を「第25条の 2」に改める。

第10条第 2 号中「第24条の 2」を「第24条の 2 の 2」に改める。

第17条第 1 項ただし書中「第25条第 1 項」を「第25条第 2 項」に改める。

第20条第 1 項中「第34条第 1 項」を「第37条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 特定動物 法 第 25 条の 2
第 26 条第 1 項 の特定動物をいう。

（第 5 号及び第 6 号省略）

（動物取扱業者の遵守基準）

第 10 条 動物取扱業者は、動物（法第 10 条第 1 項の動物に限る。以下この条及び次条において同じ。）の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し法第 21 条第 1 項（法第 24 条の 4 において準用する場合を含む。）に規定する基準のほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（第 1 号省略）

(2) 飼養又は保管をする動物の発育状況、数等に変更を生じたときは、必要に応じて飼養施設（法第 10 条第 2 項第 6 号又は 第 24 条の 2 の 2
第 24 条の 2 の飼養施設をいう。以下同じ。）の改修、増設等を行うこと。

（第 3 号から第 9 号まで省略）

（勧告及び命令）

第 17 条 市長は、第 7 条（第 1 項第 6 号を除く。）の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ず

べきことについて勧告することができる。ただし、法 第 25 条 第 2 項 第 25 条 第 1 項 の規定に基づく勧告ができる場合にあつては、この限りでない。

(第 1 号から第 5 号まで及び第 2 項省略)

(横浜市動物適正飼育指導員)

第 20 条 市は、法及びこの条例の規定による動物の愛護及び管理に関する指導、取締り等を行わせるため、法 第 37 条 の 3 第 1 項 第 34 条 第 1 項 の規定に基づき、横浜市動物適正飼育指導員を置く。

(第 2 項省略)

